

令3福個答申第1号
令和3年4月19日

福岡市住宅供給公社
理事長 田梅 雅彦 様
(福岡市住宅供給公社総務企画課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成17年福岡市条例第103号) 第49条第1項の規定に基づき、令和元年9月10日付け福市住公第234号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第154号

「建築指導課あての文書に記載された個人情報」の訂正拒否決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「建築指導課あての文書に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市住宅供給公社（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る令和元年6月21日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 令和元年5月24日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づき、本件個人情報の訂正請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報訂正請求書に次のように記述している。

「平成〇年〇月〇日付け『福市住公第194号』の（1）分譲時の状況 敷地4面（東西南北）の外構状況【回答】に記載の『東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われます』を**実態（真実）**に沿うよう、『コンクリートブロック擁壁で販売した』に訂正請求する。」（表現を一部補正）

- ② 令和元年6月21日、実施機関は、本件個人情報については、当時の敷地の外構状況について客観的事実を示す工事書類が既に廃棄されている状況において、評価・判断を示したものにほかならないことから、訂正の必要があるとは認められないとして、条例第36条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- ③ 令和元年8月16日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として審査庁に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、保有個人情報訂正請求書、審査請求書及び反論意見書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 審査請求人所有の敷地（以下「本件敷地」という。）の外構状況は、分譲時既に東側、西側及び南側はコンクリートブロック擁壁であった。

このことは、平成〇年〇月〇日付け「福市住公第194号」（以下「福市住公第194号」という。）に記載の分譲住宅のごあんない（以下「冊子」という。）の注釈の内容とも合致しており、冊子の注釈の内容が分譲時の状態である。

- ② 冊子の注釈に記載の道路に面した箇所とは本件敷地の南側に相当する箇所であり、当該箇所には擁壁を設置する旨記載されているが、福市住公第194号の後段では「南側は土羽の高さ1メートル以内で販売した」となっており、記載内容自体が矛盾している。
- ③ 実施機関は、当時の外構状況に関わる書類（計画通知書に添付の、敷地外構状況が詳細に記載された「配置図」及び「敷地高低図」並びに工事完了時の「道路台帳図」）を保有しており、客観的事実を示す工事書類が既に廃棄されているためとの訂正拒否の理由は不当である。
- ④ 実施機関は、平成〇年〇月〇日付けの公文書公開決定により、「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内」と判断した根拠となる文書として「造成計画平面図」を特定したが、当該図面は造成段階の仮の図面である。計画通知書に添付の正式な図面を保有していながら「造成計画平面図」の記号を引用するのは不当である。
- ⑤ 「敷地高低図」によると、本件敷地と隣接する道路との高低差は1.28メートルあり、1メートル以内の土羽は施工できない。
- ⑥ 過去の福岡市個人情報保護審議会の答申や裁判所の判決は、公文書公開決定がなされた平成〇年〇月〇日以前のものであり、妥当でない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、保有個人情報訂正拒否決定通知書、弁明意見書及び令和3年2月3日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 条例第35条の規定により、実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないが、訂正請求の対象は客観的な「事実」であって、主観的要素を含む「評価・判断」には及ばないと解される。
- ② 審査請求人は「コンクリートブロック擁壁で販売した」に訂正を求めているが、実施機関においては、当時の敷地の外構状況について客観的事実を示す工事書類が保存年限（10年）を経過し、既に廃棄されていることから、現存する「造成計画平面図」、冊子及び現地調査などを踏まえ、実施機関として「土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われまます」との評価・判断を示したものであり、訂正の必要があるとは認められない。
- ③ なお、平成〇年度及び平成〇年度にも審査請求人から今回と同趣旨の不服申立てがなされたが、福岡市個人情報保護審議会の答申を受け、いずれも棄却されている。

また、平成〇年度の不服申立ての棄却後、福岡地方裁判所及び福岡高等裁判所

へ訴訟が提起されたが、裁判所においては「本件敷地の東及び西側も、本件敷地の分譲後、実施機関以外の者によって設置された可能性を否定することはできない」旨判示され、請求は棄却されたところである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報の訂正の要否について

条例第33条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定しているが、その対象は客観的な「事実」であって、主観的要素を含む「評価・判断」には及ばないと解される。

そこで、当審議会において確認したところ、本件個人情報が記録されている福市住公第194号は、「当住宅につきましては、（中略）保存期限が過ぎていることから根拠となる竣工図書等が保存されておられません」とした上で、審査請求人が訂正を求める「東側、西側及び南側は土羽の高さ1メートル以内で販売したと思われまます」との見解を述べていることが認められる。そうすると、これが評価・判断に当たるとする実施機関の主張に特段不合理な点はなく、本件個人情報の訂正の必要があるとは認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件敷地の外構状況は冊子の注釈に記載のとおり、分譲時既に東側、西側及び南側はコンクリートブロック擁壁であった等主張するが、上記(1)で述べたとおり、本件個人情報は、実施機関としての評価・判断を示したものであると認められる以上、審査請求人の主張は、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
令和元年9月10日	審査庁から諮問
令和元年10月25日	実施機関から弁明意見書を受理
令和元年11月29日	審査請求人から反論意見書を受理

令和3年1月13日（第221回審査請求部会）	審議
令和3年2月3日（第222回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
令和3年3月26日（第223回審査請求部会）	審議